

プロが応える

許 認 可 相 談 会



起業したい、事業を拡大したいと考えるとき、多くの業種では許認可が必要となります。又、許認可の取得後も、更新手続きに向けて適切な事業の運営が必要となります。

許認可には、人的・物的な要素はもちろん、その他様々な要件が課せられており、それらを正確に理解し、事業を継続することは多くの労力を要するところでもあります。今回、許認可のプロである行政書士が、地域の皆様の許認可に対するご相談にお応えする機会を設けることとなりました。ご相談は**無料**ですので、お気軽にお立ち寄りください。(当日は、ご予約無しでもご相談いただけますが、事前のご連絡をいただけますと、より詳細にお答えする事が可能となります。)

◎今回実施の相談業種

業種	ご相談内容例
建設業	建設業許可の取得、経営事項審査 等
産廃業	産廃処分業、収集運搬業許可取得 等
運送業	貨物(トラック)、旅客(タクシー)運送業許可取得 等
風俗営業	風俗営業許可の取得、深夜酒類提供 等
介護事業	介護事業の許可取得、介護タクシー 等
帰化	帰化手続き 全般

1. 日時 平成21年11月28日(土)

午前10時から午後4時まで

2. 場所 尼崎商工会議所 702会議室

住所 〒660-0881 尼崎市昭和通3丁目9番地

(最寄駅 阪神電車・尼崎駅より徒歩3分)

●お問い合わせ先

兵庫県行政書士会 阪神支部

住所 尼崎市立花町3丁目29-12 304号

TEL 06-6426-5123 (午前10時から午後4時まで)

FAX 06-6426-5125

